短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護
契約書別紙 兼 重要事項説明書

〈 令和　8年　8月　1日 現在 〉

1．当施設が提供するサービスの相談窓口

電　話　　０４７－３９２－０８８１（午前9時００分～午後5時００分）

担　当　　生活相談員　　加藤　詠子

＊　ご不明な点は、なんでもお尋ねください

2．特別養護老人ホーム南花園の概要

（1）提供できるサービスの種類

施設名称	特別養護老人ホーム南花園		
所在地	松戸市河原塚南花　１０２－８		
介護保険指定番号	短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護 （千葉県　１２７１２００５６８）		
管理者	施設長　　矢野　　久芳		
電話番号	０４７－３９２－０８８１	ＦＡＸ番号	０４７－３９２－０８８２

（2）施設の職員体制

	人数等（本体施設と兼務）	業務内容
管理者	1名	業務の一元的な管理
医師	1名	健康管理及び療養上の指導
生活相談員	1名以上	生活相談及び指導
介護職員	常勤換算方法で、入所者の数が３又はその端数を増すごとに1名以上とする	日常生活全般の介護業務
看護職員	常勤換算方法で２名以上とし、内1名以上は常勤とする	心身の健康管理、口腔衛生と機能のﾁｪｯｸ及び指導、保健衛生管理
機能訓練指導員	1名以上	身体機能の向上・健康維持のための指導
介護支援専門員	1名以上	サービス計画作成
管理栄養士	1名以上	食事の献立作成、栄養計算、栄養指導等
調理員	実情に応じて必要な人数	調理業務
事務職員	実情に応じて必要な人数	事務全般

（3）施設の設備の概要

定員		１４名（他に空床型３名）	厨房	1ケ所（特別養護老人ホームと兼用）
居室	２人部屋	7室（18.0㎡～23.5㎡）	食堂	２ケ所（特別養護老人ホームと兼用） 利用者の全員が使用できる充分な広さを備えた食堂を設け、利用者の全員が、使用できるﾃｰﾌﾞﾙ・椅子・箸や食器類などの備品類を備えてます。
	空床型は通常４人部屋となります。		機能訓練室	1ケ所（特別養護老人ホームと兼用） 利用者が使用できる充分な広さを持つ機能訓練室を設け、目的に応じた機能訓練器具等を備えてます。
浴室	リフトつき一般浴槽と特殊浴槽があります。 （特別養護老人ホームと兼用）		医務室	1ケ所（特別養護老人ホームと兼用）
			静養室	1ケ所（特別養護老人ホームと兼用）
洗面所及び便所	必要に応じて各階各所に洗面所や便所があります。 （特別養護老人ホームと兼用）		その他の設備	洗濯室・汚物処理室・面談室・リネン庫等を備えています （特別養護老人ホームと兼用）

3．　サービス内容

（1）基本サービス

①　短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護計画の立案

利用期間が７日間以上の場合、利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、短期入所・介護予防短期入所生活介護計画を作成して、その内容を利用者及びその家族に説明し同意を得ます。

②　食　事

朝食：８:００、昼食：１２:００、おやつ１５:００、夕食１８:００

・食事は利用者の心身の状態、嗜好を考慮し適切な時間に合わせて調理します。

・必要に応じて医師の指示による食事の提供を行います。

③　入　浴

週に２回は入浴していただけます。但し、利用者の体調等により、回数減又は特殊浴槽や清拭となる場合があります。

④　介　護

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護計画に沿った介護を行います。

・更衣、排泄、食事、入浴等の介助

・体位交換、シーツ交換、施設内の移動の付添等

⑤　機能訓練

日常生活動作の維持又は向上を日頃の生活の中で実施します。

⑥　生活相談

生活相談員をはじめ職員が、日常生活に関すること等の相談に応じす。

⑦　健康管理

利用中の医療機関の受診は、基本的に家族対応していただきます。但し、利用開始後必要に応じ、健康状態を把握するため、嘱託医へ外来し受診する場合があります。また、利用開始日に簡単な健康チェックを行います。

（2）その他のサービス

①　理美容

毎週理美容の機会を設けておりますので、利用期間中に行われる場合で、希望される方は申し出ください。（料金は施設にお支払いください。施設で事業者にお支払いします）

②　所持品管理

保管できるスペースには限りがありますので、事前に連絡をお願いします。

③　レクリエーション

年間を通して施設内の行事等に参加いただけます。行事によっては別途参加費がかかる場合もあります。（利用中に行われる場合）

4．　利用料金

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

※ 介護報酬告示額（併設型の料金を記載しています。）

（令和６年４月現在級地区分が松戸市は５級地［単位×10.55円］となります。）

（1）サービス料金

①　基本料金　（１日当たり）　※注１参照

Ｒ６．４．１改正

要介護度	単位	利用料金（×10.55円）	１日当たりの負担金		
			１割負担の方	２割負担の方	３割負担の方
要支援１	451単位/日	4,758円	476円	952円	1,428円
要支援２	561単位/日	5,918円	592円	1,184円	1,776円
要介護１	603単位/日	6,361円	637円	1,273円	1,909円
要介護２	672単位/日	7,089円	709円	1,418円	2,127円
要介護３	745単位/日	7,859円	786円	1,572円	2,358円
要介護４	815単位/日	8,598円	860円	1,720円	2,580円
要介護５	884単位/日	9,326円	933円	1,866円	2,798円

② 加算料金

１日当たりの利用料金[単位×１０．５５円（級地区分）]

加算名 【主な加算要件】		単位数	利用料金 (X10.55円)	自己負担額		
				１割	２割	３割
送迎加算 【自宅と施設間の送迎を行った場合】 ※片道につき		184単位/回	1,941円	195円	389円	583円
★看護体制加算Ⅰ 【(Ⅰ)、常勤の看護師の配置 (Ⅱ)、基準を上回る看護職員の配置 (Ⅲ1、)、(1)の要件満たし介護度3以上の利用者70%占める (Ⅳ1)、(Ⅱ)の要件満たし、介護度3以上の利用者70%占める】 (いずれも入所とは別) ※1日につき	(Ⅰ)	4単位/日	42円	5円	9円	13円
	(Ⅱ)	8単位/日	84円	9円	17円	26円
	(Ⅲ1)	12単位/日	126円	13円	26円	38円
	(Ⅳ1)	23単位/日	242円	25円	49円	73円
★夜勤職員配置加算Ⅰ 【夜勤を行う職員の配置基準を超えて職員配置】 ※１日につき	(Ⅰ)	13単位/日	137円	14円	28円	42円
	(Ⅲ)	15単位/日	158円	16円	32円	48円
サービス提供体制加算 【介護福祉士の資格者等経験豊富な職員を一定の割合配置】 ※１日につき	(Ⅰ)	22単位/日	232円	24円	47円	70円
	(Ⅱ)	18単位/日	189円	19円	38円	57円
	(Ⅲ)	6単位/日	63円	7円	13円	19円
機能訓練体制加算 【常勤の機能訓練指導員を配置】 ※１日につき		12単位/日	126円	13円	26円	38円
個別機能訓練加算 【常勤の機能訓練指導員を配置、3ヶ月に1回見直しと説明、個別機能訓練計画書を作成】 ※１日につき		56単位/日	590円	59円	118円	177円
療養食加算 【糖尿病等定められた疾患に対し、医師の食事箋に従い食事を提供】 ※１日３回限度、１日につき		8単位/回	84円	9円	17円	26円
★医療連携強化加算 【看護体制加算Ⅱ又はⅣを算定の上、介護保険法で定められた重度利用者を受け入れた場合】 ※１日につき		58単位/日	611円	62円	123円	184円
★看取り連携体制加算 【看護体制加算の算定。病院等の看護職員との連携により２４時間連絡体制ができている看取り期の対応方針を定め利用者又は家族に説明し、同意を得ている】 ※死亡日及び死亡以前３０日以下について７日限度 ※１日につき		64単位/日	675円	68円	135円	203円
口腔連携強化加算 【職員が口腔の健康状態の評価を実施し利用者の同意を得て歯科医療機関・介護支援専門員に結果を情報提供した場合。訪問歯科の歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が職員からの相談等に対応する体制を確保し、文書にて取り決めている場合】 ※月１回限度、１回につき		50単位/回	527円	53円	106円	159円
★緊急短期入所受入加算 【介護支援専門員が緊急に利用を受けることが必要と認めた者。居宅サービス計画に位置付けなし。認知症緊急対応加算を算定していない場合】 ※7日(やむを得ない事情がある場合は14日)限度 ※１日につき		90単位/日	949円	95円	190円	285円
認知症緊急対応加算 【認知症と診断され、緊急に短期入所生活介護が必要と医師が診断した場合】 ※7日限度、１日につき		200単位/日	2,110円	211円	422円	633円
若年性認知症利用者受入加算 【若年性認知症利用者へ個別に担当を決めサービスを提供した場合】 ※１日につき		120単位/日	1,266円	127円	254円	380円

★在宅中重度受入加算１ 【看護体制加算Ⅰ又はⅢを算定し、利用者が利用している訪問介護事業所に利用者の健康上の管理を行わせた場合】 ※１日につき		421単位/日	4,441円	445円	889円	1,333円
★在宅中重度受入加算２ 【看護体制加算Ⅱ又はⅣを算定し、利用者が利用している訪問介護事業所に利用者の健康上の管理を行わせた場合】 ※１日につき		417単位/日	4,399円	440円	880円	1,320円
★在宅中重度受入加算３ 【看護体制加算Ⅰ又はⅢとⅡ又はⅣを算定し、利用者が利用している訪問介護事業所に利用者の健康上の管理を行わせた場合】 ※１日につき		413単位/日	4,357円	436円	872円	1,308円
★在宅中重度受入加算４ 【看護体制加算を算定していない場合】 ※１日につき		425単位/日	4,483円	449円	897円	1,345円
認知症専門ケア加算Ⅰ 【認知症により日常生活に支障をきたす恐れのある症状等により介護を必要とする入所者の割合が2分の1以上で、所定の認知症介護に係る専門的な研修を修了した者を配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施】 ※１日につき		3単位/日	31円	4円	7円	10円
認知症ケ専門ア加算Ⅱ 【認知症ケアⅠの要件を満たし、所定の認知症介護に係る専門的な研修を修了した者を配置し指導を実施】 ※１日につき		4単位/日	42円	5円	9円	13円
生活機能向上連携加算１ 【訪問・通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝを実施している医療提供施設の理学療法士等や医師からICTを活用するなどしての助言を受け、機能訓練指導員等が生活機能向上を目的とした個別機能訓練計画を作成等する】 ※3ヶ月に１回を限度とし１月につき		100単位/月	1,055円	106円	211円	317円
生活機能向上連携加算Ⅱ１ 【訪問・通所リハビリテーション又はリハビリテーションを行う医療提供施設のＰＴ・ＯＴ・ＳＴ・医師等が訪問してリハビリを行う】 ※１月につき		200単位/月	2,110円	211円	422円	633円
生活機能向上連携加算Ⅱ２ 【機能向上連携加算Ⅱ１の要件を満たし、個別機能加算を算定している場合】 ※１月につき		100単位/月	1,055円	106円	211円	317円
生産性向上推進体制加算 【見守り機器等の複数導入、職員との適切な役割、年１回業業務改善の取組のデータの提出を行う】 ※１月につき	（Ⅰ）	100単位/月	1,055円	106円	211円	317円
	（Ⅱ）	10単位/月	105円	11円	21円	32円
★長期利用者提供減算 【連続して30日超えてサービスを提供した場合。尚、61日以上利用の場合は算定しない】 ※１日につき		-30単位/日	-316円	-32円	-64円	-95円
連続３１日以上超えて利用した場合 (介護予防のみ) 【３１日以上超えて同一のサービスを利用した場合に単位数変更となる】 ※１日につき	要支援１	442単位/日	4,663円	467円	933円	1,399円
	要支援２	548単位/日	5,781円	579円	1,157円	1,735円
連続６１日以上超えて利用した場合 (介護予防除く) 【６１日以上超えて同一のサービスを利用する場合に単位数変更となる】 ※１日につき	要介護１	573単位/日	6,045円	605円	1,209円	1,814円
	要介護２	642単位/日	6,773円	678円	1,355円	2,032円
	要介護３	715単位/日	7,543円	755円	1,509円	2,263円
	要介護４	785単位/日	8,281円	829円	1,657円	2,485円
	要介護５	854単位/日	9,009円	901円	1,802円	2,703円
業務継続計画未策定減算 【感染症や災害等の発生時にサービスを提供するため、非常時などの体制等で業務再開を図るための計画とそれに応じた必要な措置を講じること】 ※１日につき		所定単位数の　１．０％/日減算				

高齢者虐待防止措置未実施減算 【虐待発生又はその再発防止のための措置を講じていない場合】 ※１日につき		所定単位数の　１．０%/日減算
身体拘束廃止未実施減算 【やむを得ず身体拘束を行う場合の措置を講じていない場合】 ※１日につき		所定単位数の　１．０%/日減算
介護職員等処遇改善加算 【介護サービスに従事する介護職員等の賃金改善に充てることが目的】 ※１月につき	（Ⅰ１）	所定単位数の　１６．３%
	（Ⅰ２）	所定単位数の　１７．６%
	（Ⅱ１）	所定単位数の　１５．９%
	（Ⅱ２）	所定単位数の　１７．２%
	（Ⅲ）	所定単位数の　１３．６%
	（Ⅳ）	所定単位数の　１１．３%

注１：基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これらの基本利用料金も自動的に改定されます。尚、その場合は、事前に新しい基本利用料金を書面にてお知らせ致します。

※　利用者負担金は保険者が発行する負担割合証に記載された割合による。

※　利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合は、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

※　介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、契約者の負担額を変更します。また上記基本サービス費のほかに、加算料金が発生した場合は自己負担額に追加されます。

※　上記加算の内、★の加算は介護予防の支援１・支援２には適用されません。

（２）その他の費用　（介護保険対象外）

①食事・滞在費に係る費用

（日　　額）

対象者		区分 利用者 負担	居住費		食費
			多床室	従来型 個室	
生活保護受給のかた		段階１	０円	380円	300円
世帯全員が	市町村民税非課税の 老年福祉年金受給のかた				
	市町村民税非課税かつ 本人年金収入等80万円以下の方	段階２	430円	480円	600円
	非課税かつ本人年金収入等が80万円超 120万円以下	段階３ ①	430円	880円	1,030円
	非課税かつ本人年金収入等が120万円超	段階３ ②	530円	980円	1,360円
世帯に課税の方がいるか、本人が市町村民税課税		段階４	915円	1,231円	2,000円

【内　訳】

ア）　朝　食　４２５円
　　昼　食　５６０円
　　夕　食　５６０円
　　→ １日あたり１，５４５円（負担限度額認定証がある方）

（イ）　朝　食　６００円
　　昼　食　７００円
　　夕　食　７００円
　　→ １日あたり２，０００円（第４段階の方・負担限度額認定証がない方）

※　居住費(滞在費)・食費の負担軽減(負担限度額認定)

世帯全員が市町村民税非課税の方（市町村民税世帯非課税者）や生活保護を受けられておられる方の場合は、市町村へ申請をすることにより、「介護保険負担限度額認定証」が交付され、居住費(滞在費)・食費の負担が軽減される場合があります。

尚、居住費と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

② おやつ　　１５０円

③ 特別な食事（行事食等）　　実　費

予め利用者の選択により外食、注文食、行事食など①に定める通常の食事の提供に要する費用の額では困難な食事については、通常の食事を控除した額を利用者が負担します。当該額は、提供ごとの食事内容による価格とします。

④ 行事参加費（入場料等）　　実　費

行事等に参加された方には参加費として材料費等の金額をご負担いただきます。

⑤ 理美容費　　実　費

理美容師の出張による理容サービスを利用いただけます。

⑥ 持ち込み電気製品電気料（１日につき、テレビ２５円・電気毛布等３０円・その他１５円）

利用期間中にコード式の電気製品を持ち込み使用された場合は、負担いただきます。

⑦ 自宅以外への送迎（送迎加算＋処遇改善加算の基本利用料分）

病院や他の施設等の送迎を行った場合に負担いただきます。

⑧ 松戸市外の送迎については、片道おおむね８キロメートル未満は５００円の追加となり、おおむね８キロメートル以上は１キロメートル増すごとに１００円の追加となります。

⑨ その他　介護保険適用外のサービスについては実費となります。

病院受診付添い等については介護保険適用外のため実費となります。

（3）キャンセル料

入所前にお客様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

①　入所日の前日午後５時までにご連絡いただいた場合	無　　料
②　入所日の前日午後５時までにご連絡がなかった場合	１日の利用料金の１０％

（4）利用期間中の中止

以下の事由に該当する場合、利用期間中でもｻｰﾋﾞｽを中止し、退所していただく場合があります。

・利用者が中途退所を希望した場合
・入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
・利用中に体調が悪くなった場合
・他の利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合

上記の場合で、サービスの中止が必要な場合は、ご家族または緊急連絡先へ連絡するとともに、速やかに主治医等に連絡をとる等必要な措置を講じます。又、料金は退所日までの日数を基準に計算します。

（5）支払方法

前項(１)、(２)の料金・費用については１ケ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月の指定日までに下記の方法でお支払いください

・金融機関口座からの自動引き落としによる又は指定金融機関への振り込み
・施設窓口でのお支払い

自動払込 （ゆうちょ銀行口座からの自動引落し）	1. 自動払込利用申込書をお渡ししますので、お近くのゆうちょ銀行へお申込ください（手数料施設負担） 2. 毎月２０日に自動引落しとなりますので、前日までに口座の残高をご確認ください。 ＊２０日に引落しできなかった場合には、月末に再度引落しさせていただきます。また、月末でも引き落とせなかった場合は、窓口にてお支払いください
自動払込 （ゆうちょ銀行口座以外からの自動引落し）	1. 自動払込利用申込書をお渡ししますので、施設に申込書を提出もしくは東京ベイ信用金庫へ提出してください（手数料２２０円） 2. 毎月２７日に自動引落しとなりますので、前日までに口座の残高をご確認ください。

※ 毎月、１０日前後に前月分の請求をいたします。
お支払いいただきますとご利用者に対し領収書を発行します。当施設利用中に発生する、当施設の利用料を除くものの支払いに関しては、別途支払いをしていただきます。

5． サービスの利用方法

（1）サービスの利用申込み

まずは、お電話でお申込みください。

初回時は、ご利用期間決定後、契約を締結いたします。尚、ご利用の予約は3ヶ月前からできます。

＊居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

（2）サービスの利用契約の終了

①お客様のご都合でサービス利用契約を終了する場合

実際に短期入所生活介護をご利用中でなければ、文書でのお申し出により、いつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効となります。

②自動終了

ア．お客様が介護保険施設に入所した場合

イ．お客様がお亡くなりになった場合

ウ．介護保険給付でｻｰﾋﾞｽを受けているお客様の要介護認定区分が非該当(自立)と認定された場合

＊．この場合に限り、予約を有効にしたまま、契約条件を変更して再度契約することができます。

エ．お客様がサービス料金の支払いを１ケ月以上遅延し、料金を支払うよう催促したにもかかわらず。１０日以内に支払われない場合、お客様やその家族などが、当施設や当施設の従業員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、又は、やむを得ない事情により施設を閉鎖もしくは縮小する場合１０日前までに文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させていただくことがございます。尚、この場合、契約終了後の予約は無効となります。

6． 当施設のサービスの特徴

（1）運営の方針

＊基本理念

① 個別処遇の充実を図ります（サービス計画の作成）
② 利用者の安全と事故防止を図ります
③ 生きがいづくりに努めます
④ 健康管理を行います
⑤ 家族への情報提供に努めます
⑥ 居宅介護支援事業者（介護支援専門員）との連携を図ります

（2）サービス利用のために

事　　項	有無	備　　考	事　　項	有無	備　　考
男性職員の有無	有	施設内に掲示の通り	身体的拘束のルール	有	危険との判断にてやむを得ず行う時もあります（厚生労働省のｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝによる）
従業員への研修の実施	有	年１回以上実施	変更・追加の申込	有	空き状況による
サービスマニュアルの作成	有		その他	有	送迎あります

（3）施設利用に当たっての留意事項

南花園の利用にあたって、南花園を利用されている利用者の共同生活の場としての快適性・安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

① 持ち込みの制限

利用にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。また施設での金銭等の貴重品の持参はトラブルのもとになるため、ご遠慮ください。持参を希望される方は事前にご相談いただいき、施設管理者の判断とさせていただきます。

○ 衣類や日用品、ラジオ、充電器等の持ち込みは可能

② 面　会

面会時間：９：００～１７：００

・時間外の面会については、必ずその都度職員にお申し出ください。

なお、来園される場合、賞味期限等記載のない食べ物や生ものの持ち込みはご遠慮ください。

・感染症等の理由により、面会についてはビデオ通話等の通信機器を用いることによる代用や実施を制限する場合があります。

③ 外　出

外出をされる場合は事前にお申し出ください。

④ 食　事

食事が不要の場合は、前日までにお申し出ください。前日までに申し出があり欠食した場合には、４．（２）の①に定める「食事に係る費用」は減免されます。

⑤ 飲酒・喫煙

指定場所以外での飲酒・喫煙はできません。

⑥ ペットについて

ペットを連れて施設内の出入りはご遠慮ください

⑦ 施設・整備の使用上の注意

・居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用してください。

・利用する際は必ず職員に確認をするようお願いします。

・故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、契約者に自己負担により原状回復していただくか、相当の代価をお支払いいただく場合があります。

・利用者に対するサービスの実施及び安全衛生上の管理上の必要があると認められる場合には、利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることができるものとします。但し、その場合、本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

・南花園の職員や他の利用者に対し、ハラスメントやその他迷惑行為、宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

⑧ その他

・利用者又はその家族は、体調に変化があった際には事業所の職員に一報ください。

・事業所内での金銭及び食べ物等のやりとりはご遠慮ください。

・職員に対する贈り物や飲食のもてなしは、お受けできません。

７．緊急時の対応方法

ご利用者に容態の変化等があった場合は、かかりつけ病院、救急隊、居宅介護支援事業所者等に連絡する等必要な処置を講ずる他、ご家族へ速やかに連絡いたします。

かかりつけ病院	病　院　名			
	連　絡　先			
連絡先１	氏　　名		続　柄	
	住　　所			
	連　絡　先			
連絡先２	氏　　名		続　柄	
	住　　所			
	連　絡　先			

８．　非常災害対策

災害時の対応	消防への自動通報、町会自主防災組織との連携
防災設備	自動火災報知機、スプリンクラー、消火器、防災倉庫
防災訓練	年３回の防災訓練と新人職員への防災教育
防火管理者	矢野　久芳（上級防火管理者）

９．　事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置につい記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

１０．　守秘義務に関する対策

事業者及び職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。
また、退職後においてもこれらの秘密を保守するべき旨を、職員との雇用契約の内容としています。

１１．　利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、職員教育を行います。

１２．　身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。但し、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

１３．　サービス内容に関する相談苦情

① 南花園における苦情やご相談は以下の専門窓口で受け付けます。

当施設利用者の相談・苦情担当
担当者　生活相談員　　加　藤　　詠　子　　電話０４７－３９２－０８８１
○受付時間　毎週月曜日～土曜日　８：３０～１７：３０

② その他

当施設以外に、入所前の各市町村又は千葉県の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

千葉県国民健康保険団体連合会（苦情相談専用）
○所在地　　千葉市稲毛区天台６－４－３
○電話番号　０４３－２５４－７４２８
○受付時間　９：００～１７：００（土・日・祝日・年末年始を除く）

松戸市介護保険課（給付班）
○所在地　　松戸市根本387-5
○電話番号　０４７－３６６－７０６７
○受付時間　９：００～１７：００（土・日・祝日・年末年始を除く）

１４．　当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人　貴陽福祉会
代表者役職・氏名	理　事　長　　矢　野　久　芳
所在地・電話番号	松戸市河原塚南花　１０２－８　　☎０４７－３９２－０８８１
定款の目的に定めた事業	１．特別養護老人ホームの経営 ２．老人デイサービス事業 ３．老人短期入所事業 ４．老人居宅介護等事業 ５．居宅介護支援事業の経営 ６．地域包括支援センターの経営
施設・拠点等	○　特別養護老人ホーム（従来型）　７６床　１ケ所・５０床　１ケ所 ○　特別養護老人ホーム（個室ユニット型）　３０床　１ケ所 ○　短期入所生活介護　１４床　１ケ所・（個室）１０床　１ケ所 ○　通所介護　１日３０人　１ケ所 ○　居宅介護支援事業　１ケ所 ○　地域包括支援センター　１ケ所

１５．　損害賠償について

当事業所において、事業者の責任によりご利用者様に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、損害の発生について、ご利用者様に故意又は過失が認められた場合には、ご利用者様の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、事業者の損害賠償責任を減じさせていただきます。

１６．　その他

昭和６３年４月１日に松戸市で３番目の特別養護老人ホームとしてオープンした施設であり、常にご利用者・ご家族・地域の方々から信頼される施設として、「感謝の心」を大切に役員・職員一同頑張っている施設であります。

短期入所生活介護・予防短期入所生活介護のご利用にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者
所在地　松戸市河原塚南花　１０２－８
名　称　社会福祉法人　貴陽福祉会
特別養護老人ホーム南花園
理　事　長　　矢　野　久　芳　　印
（担当者）
職　名　生活相談員
氏　名　　加　藤　　詠　子　　印

私は、契約書及び本書面により事業者から短期入所生活介護・予防短期入所生活介護について重要事項の説明を受けました。

令和　　年　　月　　日

（利用者）

住　所

氏　名　　印

（代理人）

住　所

氏　名　　印

続　柄